

## 障害児福祉手当における施設入所の取扱

手当を受けることができる施設	手当を受けることができない施設
宿泊型自立訓練施設	障害児入所施設
共同生活援助(グループホーム)	乳児院又は児童養護施設
母子生活支援施設	指定発達支援医療機関
児童心理治療施設	障害者総合支援法に規定する療養介護を行う病院又は障害者支援施設
児童自立支援施設	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設
児童自立援助事業(自立援助ホーム)	独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関等の進行性筋萎縮症者の治療等を行う施設
小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)	国立保養所
児童相談所一時保護施設	生活保護法に規定する救護施設又は更生施設
特別支援学校の寄宿舎	病院又は診療所 (法令の規定に基づく命令による入院・入所に限る)